

分類	目的・状況	項目番号	必要な様式	補足
新規	プレジャーボートを琵琶湖で使いたい	(1)	様式第7号	請求者名は船舶所有者です 例外: 指定保管業者
所有・保管	適合証が貼ってあるプレジャーボートを手に入れた	(3)	様式第11号	新しい所有者の方が届出書を提出してください
所有・保管	指定保管業者で保管しなくなった。 または、指定保管業者で保管を続けるが、適合証被交付者の地位のみ承継する	(3)	様式第11号	船舶所有者の方が届出書と、剥がした指定保管業者の標章(ステッカー)を提出してください
所有・保管	適合証が貼ってあるプレジャーボートを手に入れ、今後は指定保管業者で保管しない	(3)	様式第11号	新しい所有者の方が届出書と、剥がした指定保管業者の標章(ステッカー)を提出してください
所有・保管	船体用の適合証が1枚しかないプレジャーボートを手に入れた	Step1 (3) Step2 (2)	Step1 様式第11号 Step2 様式第8号	(3)で適合証被交付者の地位を承継した上で、(2)で新しい番号の適合証を申請してください。同日付けの作成書類を、一緒に郵送いただいで構いません
船外機	適合証が貼ってある船外機を手に入れた。新しい(適合証が貼っていない)プレジャーボートに載せて琵琶湖で使いたい	(1)	様式第7号	適合証は船体に対して交付します。船外機に船外機用の適合証が貼られていても、新たに申請いただく必要があります(船外機用の適合証は、新しいものを交付します)
船外機	適合証が貼ってあるボートから、適合証が貼ってある別のボートに船外機を載せ替えたい。	(4)	様式第9号	適合証は船体に対して交付します。船外機用の適合証が貼られている船外機に載せ替える場合であっても、新しい船外機用の適合証に貼り替えていただく必要がありますので、様式第9号による届出をお願いします